

アムンディ グローバル責任投資方針



目的および範囲

目的

本書は、資産運用会社として責任をもって行動することを 公約するアムンディが投資や業務運営にどのように取り 組んでいるかを詳しく説明するものです。また、「グローバ ル責任投資ポリシー」の主要な構成要素とともに、CEOが 議長を務めるESG・気候戦略委員会が直接責任を負う 戦略的方向性についても概説しています。

適用範囲

個々の関連するセクション(例、「除外方針および実施最低 基準」セクション)で明示されない限り、本書に記載されて いる一連のコミットメントおよびプロセスは、アムンディ・ グループの各法人が運用する全資産において最終受益者 のために適用されます。

なお、以下のアムンディ・グループ関係・関連会社では、 本責任投資方針の一部または全部が適用されていません (詳細については、各社のポリシー文書をご参照ください)。

- ABC-CA Fund Management Company *
- Amundi-ACBA Asset Management *
- KBI Global Investors Ltd
- NH-Amundi Asset Management *
- Amundi Asset Management US, Inc.の助言を受ける米国ミューチュアル・ファンド、リテール向けSMA、および合同運用型ビークル
- SBI Fund Management Limited *
- Wafa Gestion *

最終更新日: 2023年11月

目次

02 目的および範囲

04 責任ある投資家としてのコミットメント

08 専担組織

- 責任投資に特化したリソース
- 意思決定·管理体制

1 ESG分析およびインテグレーション

- 企業のESG評価
- ソブリン発行体のESG評価
- その他の金融商品・発行体
- 投資分析およびプロセスへの ESGインテグレーション
- 責任ある外部マネジャー選定
- 責任ある外部ファンド選定
- ESG原データ、外部スコア、 データプロダクト利用に関する開示

18 除外方針および実施最低基準

- 国際条約に関連する規範的除外
- セクター別方針
- 人権に関する方針
- 生物多様性および 生態系サービスに関する方針

26 エンゲージメント方針

- エンゲージメントの進捗状況の測定と モニタリング
- エンゲージメントのエスカレーション

29 報告・開示

- 責任投資運用資産残高
- ESGプロダクト・ポリシー
- ファンド認証制度と透明性ある開示
- EU規制情報

32 資産運用業界の発展に向けて

- 市場団体への積極的な参加
- 学界との連携

34 補足情報

- 除外方針の適用範囲
- ESGインテグレーションにおける 長年の実績

責任ある 投資家としての コミットメント

2010年の設立以来、アムンディは責任投資を基本的理念の柱の一つとしています。 責任投資は、アムンディのコアにある価値観のひとつであり、投資運用アプローチに おいて不可欠な要素です。アムンディは、フランス最大の銀行・保険会社であるクレ ディ・アグリコルの一員です。100年以上前に農業組合のメンバーによって設立された クレディ・アグリコルは発展を続け、今日では世界で認められる金融機関です。

クレディ・アグリコルが掲げる「顧客と社会のために日々 努める信頼されるパートナーたること」というパーパス、 すなわち、存在意義に沿って、顧客と社会の双方に影響を 与える社会的・環境的課題に配慮しながら、顧客に長期的 な価値を提供することが私たちの目標です。

このコミットメントを支えるのが、つぎの3つの信念です。

- 1 投資判断にESG(環境・社会・ガバナンス)評価を統合 することは、長期的な財務パフォーマンスにとって重要 な要素である
- 2 経済・金融に携わる者は、政府や消費者とともに社会に 対する責任を負う
- 3 ESGへの取り組みを加速させることが、アムンディを グローバルに成長させる力となる

私たちの責任投資への支持と信念は、運用に関わるさまざまな活動、投資ソリューション開発、そして、顧客をサポートするために展開するアドバイザリーやサービスに反映されています。

アムンディでは、「ダブル・マテリアリティ」の考え方を取り入れ、独自のESG分析を行い、レーティング算出を行っています。持続可能なリターン¹を創出することを目指し、受益者の利益のために投資判断を行ううえでは、環境・社会と企業の相互関係が重要と考えるからです。つまり、当社の分析は、どのようにESG要素が企業価値に重大な影響を与え得るかだけでなく、企業が環境や社会課題、人権にいかなる影響を及ぼし得るかについても評価項目にしています。²

¹ 持続可能なリターンには、高いリスク管理基準のもとで持続的に利益を生み出していくという目的が必要です。

² 分析や評価格付けが特定戦略の投資判断にどのように統合されているかに関する具体的な情報は、当社の商品別ディスクロージャーをご参照ください。

世界をリードする 責任ある資産運用会社を 目指して

短期的な財務パフォーマンスを超える長期的な価値創造と持続可能なリターンの創出を私たちは信じています。この考えのもとで、投資哲学とその実践の中に気候変動、自然資本の保全、社会的結束などの持続可能性に関わる主要な事項を組み込んでいます。社会全体でさまざまな事業がこれらの課題への取り組みに寄与し、将来に向けて資本を効率的に配分することに努めるなか、当社のサステナビリティへの取り組みもその一端を担うものと認識しています。投資家としてだけでなく、投資先企業のESGパフォーマンスの水準を高めることも当社の役割であり、この貢献の大切な部分です。

責任ある長期の投資家であることによって、リスクに対する全体的な見方も変わります。アムンディは、リスクは多面的であり、さまざまな時間軸で作用するものであると捉えており、長期的な視点に立った投資には有利に働くと考えます。アムンディの投資チームは、市場リスクだけでなく、信用リスク、流動性リスク、レピュテーション・リスク、さらに発行体の活動から生じるESGリスクも考慮に入れています。そして、これを支えるのが、独立したリスク部門と責任投資部門です。責任投資部門は、専門的な調査を利用し、ポートフォリオに影響を与える可能性が高いESGリスクについて独自の詳細な分析を提供しています。

アムンディは、投資行動や組織全体において前例のないレベルでESGを統合³させることを目的とした最初の3か年ESGアクション・プランを2021年に完了させました。具体的内容は次の通りです。

すべてのオープンエンド型 アクティブ運用ファンドに ESGパフォーマンス目標を設定⁴

最初に設定したこの項目は、リサーチと投資判断にESG 基準を組み込むことが持続可能なリターンの創出と長期的 な価値創造の重要な推進力となり得る、という私たちの 信念を形にし、実行に移すものです。100%の目標を設定 することで、ESGインテグレーションを「主流化」し、アムン ディのプロダクト全体を通じてシステマティックに統合する ためのひとつの基準を確立することができました。その 結果、対象となるオープンエンド型アクティブ運用ポート フォリオは、投資方針に記載されたサステナビリティに関する 投資特性や目標に加えて、戦略の財務目標を支えるESG パフォーマンス目標の達成を目指しています。

エンゲージメントや議決権行使を通じた 投資先企業との対話における システマティックなESG要素の考察⁵

持続可能で包括的な低炭素経済への移行は、先進的企業やそのほかの経済主体にとっては長期的なビジネスチャンスであり、遅れをとっている企業にとってはリスクであるとアムンディは捉えています。よって、資産運用会社として、投資先企業の行動や事業活動にプラスの影響を与えるために積極的に対話することが真の成果をもたらすとの考えを持っています。これが、アムンディのグローバル責任投資方針が、エンゲージメントと議決権行使を重要な柱としている理由です。

³ 投資分析と判断にESG課題を明示的かつ体系的に含めること(責任投資原則-PRI)。

⁴ 一部適用、あるいは適用対象外となるアムンディ・グループの関係・関連会社については、1ページの「目的と適用範囲」をご参照ください。対象となるグループ会社については、「ESG商品方針」の項をご参照ください。個々のファンドの責任投資に関する特性の詳細については、募集書面をご覧ください。

⁵ 一部適用、あるいは適用対象外となるアムンディ・グループの関係・関連会社については、1ページの「目的と適用範囲」をご参照ください。対象となるグループ会社の場合、機関投資家の顧客が独自の議決権行使方針を選択することも可能です。

セクターや地域を超えたトランジッション(移行)支援

ESGと責任投資に対するアムンディのアプローチは、基本的にベスト・イン・クラスの考えで設計され、現実に根差しながらも、全体として大きな目標を掲げるものです。

当社のESG分析及びスコアリング手法は、それぞれのセクターにおいて経済主体のESG面の取り組みを比較できるように設計されています。外部及び社内リサーチを活用し、セクター・レベルでベストとワーストを区別し、経済全体で当社の考えるベスト・プラクティスを促進することを目指しています。ESGスコアリングは、個々のセクターで適切なESG基準に基づき企業を選定することを可能とするばかりではなく、ESG課題に関する企業や他の発行体とのエンゲージメントにおいて重要な参考情報となります。

すでにビジネスモデルの移行を果たしている先進的企業やプロジェクトを支援することが大切であることに変わりはありませんが、同時に、残された経済のトランジッションを後押しすることは、システム全体の変革のために重要であると考えています。その点、まだ移行していない地域やセクターにおいてベストプラクティスを推進する責任投資戦略が決定的な役割を果たすといえます。

責任ある行動でアムンディは、持続可能性に関する顧客の考え方を踏まえ、投資ニーズと属性に照らし最適と考えるサービスやアドバイスを提供するとともに、業界をリードする投資ソリューションを運用することに努めています。そのためには、数ある責任投資アプローチの間でメリットを相互に比較し、トレード・オフを分かり易く示す必要があります。

顧客志向のアプローチ、 透明性ある開示・顧客報告

私たちには、顧客の資産を預かることで生じる受託者責任があり、長期的な顧客の利益を第一に考えた投資を行い、この義務を果たすことに努めています。そして、先々を見据えるスチュワードシップの枠組みと責任投資のアプローチは、有意義な変化をもたらし、長期的な視野で価値を高めることができると信じています。分野によっては、より長い時間を要する可能性がありますが、私たちには最後までやり抜く心構えがあります。当社の投資方針の中核には「長期投資にはメリットがある。」という考えがあり、持続可能なリターンを生み出すうえで、この長期的な投資アプローチが顧客にとって有益であると考えます。

「最低基準」と「投資除外方針」が適用されるすべてのポートフォリオにおいて、当社は、ESGの質が最も低いと判断した発行体(当社のA-GスケールでG評価)を投資対象資産から除外します。ただし、除外は最後の手段です。アムンディのESGレーティング、最低基準及び除外方針については、本書の後段セクションで詳しく説明します。

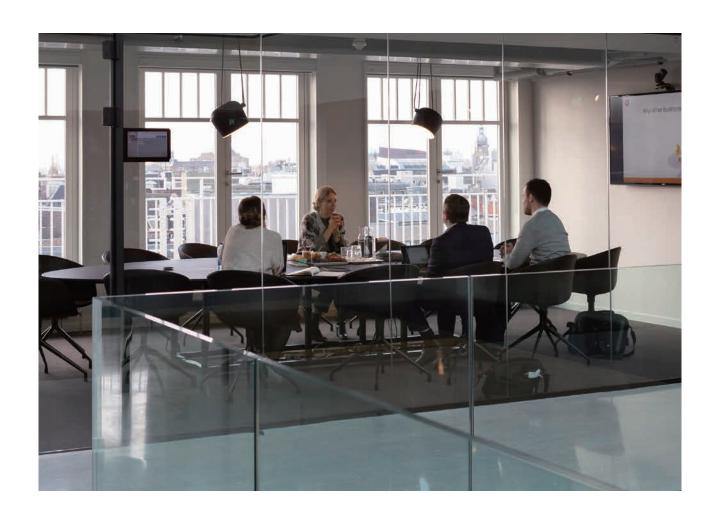
また、アムンディは、自社が直接運用するすべてのポートフォリオに責任投資方針を適用することを目指しています。当社の責任投資ソリューションは多様な手法をカバーしています。ESGをリスク・バジェットや投資対象選択の要件に用いるベスト・イン・クラス、ネガティブ・スクリーニング、規範ベースのスクリーニング、事業活動ないしセクターに基づくスクリーニング、持続可能性のテーマ投資、インパクト投資、などに加えてエンゲージメントや議決権の行使のアプローチが、単独、あるいは組み合わせで提供されています。

どのような場合でも、顧客のために責任ある投資アプローチとスチュワードシップを提供することを明確に契約に定め、その要求に応えるために真摯に取り組みます。アムンディは、常に顧客に対して透明でオープンであることを心がけ、明確なやり取りをすることに努めます。顧客に対して提供する責任投資への取り組み方や投資方針、個々の報告書などの豊富な資料もその一環です。さらに、個々の顧客のニーズに応じて、定型と指定様式の両方でESGレポートを提供いたします。

さらに先へ ESGアンビション2025

最初のESGアクション・プランを完了させた後、アムンディは2021年12月に新たな「ESGアンビション2025」計画を打ち立てました。この計画は、投資ソリューションにおけるESGインテグレーションを引き続き深化させ、持続可能な成長のために提供する運用を強化し、社内でもアムンディのESGコミットメントに沿う目標を設定するものです。この新しい行動計画は、顧客の現在および将来の責任投資ニーズに対応することを目的に意欲的な目標で構成されています。アムンディのESGコミットメントの詳細は、ESGアンビション2025をご覧ください。

https://www.amundi.co.jp/esg/ESG_Ambition_2025



專担組織

01 責任投資に特化した リソース

責任投資部門の構成

アムンディはESGを経営の中核に据え、5つの主要チームからなる責任投資部門を設けています。

A. ESGリサーチ、エンゲージメント、 議決権行使

パリ、ロンドン、シンガポール、北京、東京をつなぐグロー バルなアナリスト・チーム。ESGアナリストのメンバーは、 個々のセクターと主要な投資対象(ソブリン、サステナブル・ ボンドなど)においてESGに関わる主要事項をモニターして います。そして、持続可能性に関わるリスクと機会とともに、 サステナビリティに悪影響をおよぼす諸要因へのエクス ポージャーを評価し、アムンディのESGスコアリング・シス テムで使用するKPI⁷とウエイトを決定します。また、議決権と 総会前の対話に特化するアナリストとも連携しています。 こちらのメンバーは、アムンディが顧客に代わり投資する 企業の株主総会での決議で賛否を表明します。ESGならび にコーポレート・ガバナンスのアナリストたちは、企業の ESGに対する取り組みとその影響力を改善するために、 企業とのエンゲージメントを行い、日ごろより対話を行い ます。このチームのメンバーは、目線を高く持ち、運用プラット フォーム全体でより影響力あるエンゲージメントを目指し、 ポートフォリオマネジャーや財務アナリストと協力し、アム ンディ・グループ全体のESGに関するノウハウや専門性を 高めることに努めています。

B. ESG手法・ソリューション開発

アムンディ独自のESGスコアリング・システムのメンテナンスと開発(ESGリサーチチームとグローバルデータ管理チームとの協働)を担当するクオンツ・アナリストと金融エンジニアで構成されるチーム。ESGデータに関する諸問題の解決とスコア開発の統合をリードしながら、財務アナリストやポートフォリオマネジャーがESGや持続可能性を統合して投資判断が行えるようにするとともに、持続可能性関連データとしてESGレーティング、気候データ、インパクト指標、コントラバシー等を金融商品に統合し、ESGビジネス開発チームが画期的な運用ソリューションを生み出すための支援を行います。また、アムンディのポートフォリオ管理システムや顧客レポートシステム向けのESG分析ツールの開発と実装の管理、顧客指定のESG基準による除外ルールの適用も担当しています。

C. ESGビジネス開発およびアドボカシー

運用プラットフォームやマーケティング部門と連携し、投資家のニーズや課題にマッチした責任投資手法の開発、提案をサポートするチームで、現在、パリ、ミュンヘン、東京、ミラノ、香港にメンバーを配しています。アムンディのすべての顧客とビジネスパートナーに対して、責任投資に関する専門知識や助言、そのほかのサービスを提供する一方、社内外で責任投資に関する提言に貢献し、レスポンシブル・ファイナンスでアムンディが関わるさまざまな取り組みを監督します。また、顧客や社内社員向けの研修プログラムを開発します。

D. ESG規制戦略

責任投資部門でESG規制に関する事項を担当するチーム。これからのESG規制がもたらす影響の予見を行いアムンディの事業展開をサポートするとともに、すべての法域で責任投資のフレームワークを継続的に強化するための金融セクターの取り組みに貢献しています。

E. ESG COOオフィス

責任投資部門における活動(ビジネス、予算、IT開発、監査、プロジェクト)をモニターするためのダッシュボードの作成、複数部署が関連する主要なプロジェクトの管理など、責任投資事業部門とグループのサポート機能との間で調整を行い、効率的に案件を進めることを担当しています。

ESGを実践の中核に

責任投資部門

責任投資部門は、専門的知識のコアとしてESGレーティング、評価、スコアリング手法、定性分析を提供します。 上場企業や発行体の大部分は、「ESG分析」のセクションで述べるように独自のESGレーティング手法に基づき評価するとともに、アムンディの運用拠点にリサーチやサポートを提供し、知識・経験の共有を行っています。それぞれの投資戦略やプロセスで関連するESG情報を組み込むために、全員で運用部門のメンバーと協働しています。

投資レベル

ESG分析はアムンディのポートフォリオ管理システムに組み込まれており、ファンドマネジャーの手元でリアルタイムに利用でき、財務格付け⁸と並んで企業やソブリン発行体のESG格付けにシームレスにアクセスできるようになっています。

運用部門のすべてのポートフォリオマネジャーとアナリストは、発行体のESGスコアと関連するESG分析・指標にいつでもアクセスできます。

この仕組みにより、ファンドマネジャーが投資判断プロセスで持続可能性リスクや関連する要因への悪影響を考慮するほか、アムンディが定める最低基準と除外方針。を適用することが可能になっています。また、投資戦略や商品に適用される特定のESGルールや目標に沿ってポートフォリオを設計し管理することもできます。

アムンディでは、さまざまな投資ニーズや持続可能性の 選好に応えるため、インパクト戦略、サステナビリティ・ テーマ戦略、ベスト・イン・クラス戦略など、幅広い責任 投資ソリューションを提供しています。

さらに、アムンディはアクティブ運用のオープンエンド型ファンド¹⁰の投資プロセスにESG基準を組み込むことを求めており、財務目標に加えて、ポートフォリオの平均ESGスコアを各投資ユニバースの平均ESGスコアよりも高く維持することを目標としています。

リスク管理レベル

リスク部門は、責任投資におけるガバナンス(「意思決定・管理体制」セクションで説明)の一部であり、法令や契約上の要件の遵守、ならびにESG関連リスクの管理を監督します。ESG評価基準は内部統制に組み込まれており、運用チーム自身が行う第一段階のコントロールと常時ESG目標や制約の遵守状況をモニターするリスク管理チームが行う第二段階のコントロールとの間で責任を分散しています。

リスク管理チームは、アムンディ・グループ全体の運用者と同じ装備と手続きを用いて、対象とする全範囲であらゆる投資ルールをモニターするのと同様に非財務属性(ESG

⁸ アムンディのESGレーティングの対象となる投資ユニバースおよび発行体については、次のセクションをご参照ください。

⁹ 除外方針の適用範囲に関する詳細は、巻末の補足情報をご参照ください。

¹⁰ 一部適用、あるいは適用対象外となるアムンディ・グループの関係・関連会社については、1ページの「目的と適用範囲」をご参照ください。対象となるグループ会社については、「ESG商品方針」の項をご参照ください。個々のファンドの責任投資に関する特性の詳細については、募集書面をご覧ください。

ルール)をモニタリングします。ESGルールは、法令、顧客 要請あるいはアムンディ独自の除外ルール、ポートフォリオ に関して法定書面に具体的に記載される適格要件や運用 ルールで構成されています。これらのルールへの対応は、 アムンディ独自のコンプライアンス・ツールで自動化されて います:

- 特に除外ポリシーに関わる場合、取引前の注意喚起 ないし取引禁止警告
- 取引後の警告: ルール抵触の可能性をファンドマネ ジャーに通知、違反状態解消を要求

会社全体

責任投資部門以外の部門でもESG専担者が配置され、 アムンディが掲げる責任投資は組織全体でサポートされて います。

02 意思決定・管理体制

責任投資に関して、CEOの監督下に4つの意思決定機関 が設置され、上述のそれぞれの部署がこれを支えています。

ESG·気候戦略委員会

CEOが議長を務めるこの委員会は毎月開催され、以下に 示すようにESGインテグレーションやサステナビリティ、 気候に関しアムンディ・グループの戦略的方向性を定め、 運用に適用されるESGおよび気候に関する方針を決定・ 承認します:

- 気候変動・責任投資に関わる戦略策定、監督、確認
- ■「グローバル責任投資方針」を構成する主要事項の承認 (セクター方針、除外方針、議決権行使方針、エンゲージ メント方針
- 主要戦略プロジェクトの監督

ESGレーティング委員会

チーフ・レスポンシブル・インベストメント・オフィサーが 議長を務めるこの委員会は、運用部門、リスクおよびコン プライアンス部門のシニア・マネジャーで構成され、以下を 目的として毎月開催されています:

- アムンディにおける標準的ESG評価手法の承認
- 除外方針およびセクター別方針を見直し、適用ルールを 承認
- ESGレーティングに関する個別の事案を検討し対応を 決定、必要に応じ新たなESG事例に関する助言

議決権行使委員会

責任投資を分掌する経営委員が議長を務めるこの委員会 は、毎月または必要に応じて開催されます。そのうち一回は 議決権行使方針を承認するために開催されます。

- 特殊な議案を含む総会での議決権の行使判断への助言 (それぞれ専門の立場から意見を述べることを委員に 要請)
- 議決権行使方針11およびその実施規則の承認
- 議決権行使方針で直接にはカバーされていない個別 事例あるいは特定市場における取り扱いの承認
- 議決権開示に関する定期開示の承認

ESG経営委員会

責任投資を分掌する経営委員が議長を務めるこの委員会 は週次で開催されます。責任投資戦略を定義し、責任投資 部門によるその実行状況の監督(ビジネス開発、人事、 予算、規制対応、監査、コミュニケーションキャンペーン、 市場や業界の動き)に重点を置いています。

ESG分析および インテグレーション

アムンディではESG分析フレームワークとスコアリング 手法が開発されています。これは一元化された独自の手法 であり、自らの考えで定義した責任投資に対する取り組み を組織全体で一貫して行うことを実現しています。

アムンディは上場企業とソブリンを対象とする2つのESG スコアリング手法を構築しており、さらにこれらを補完する ものとして、個別のニーズや不動産や資金使途を特定する 債券などといった特定の資産クラスや投資対象¹²向けに 開発された手法もあります。

私たちのアプローチは、国連グローバル・コンパクト (UNGC)、経済協力開発機構(OECD)のコーポレート・ ガバナンス原則、国際労働機関(ILO)の勧告など、全世界 が対象となる文書をベースにしています。

ESGスコアは、発行体のESGパフォーマンス、例えば業界や 個々の状況に固有のサステナビリティ・リスクと機会を予見 し管理する能力などを測定することを目的にしています。 また、企業の活動が潜在的にサステナビリティ要因に与える ネガティブな影響に対処する経営陣の能力も評価します。13



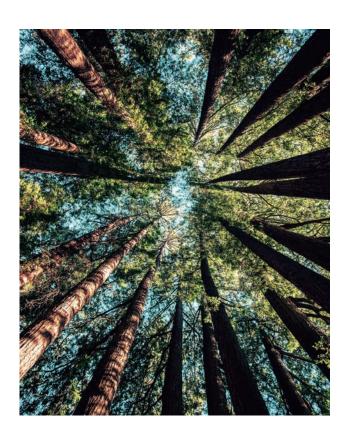
¹² 不動産、プライベート・エクイティ、プライベート・デット、インパクト投資、インフラストラクチャー、ファンド・オブ・ファンズなど

¹³ サステナビリティ・リスクとは、環境、社会、ガバナンス上の事象や状況のうち、それが発生した場合に投資価値にマイナスの重大な影響を及ぼす 可能性のあるものを意味します。サステナビリティ要因へのネガティブな影響とは、投資判断がサステナビリティ要因にマイナスの影響を及ぼすことを 意味します。

01 企業のESG評価

ベスト・イン・クラスの原則

アムンディのESG分析は、ベスト・イン・クラスのアプローチ に基づいています。各発行体のセクター平均を基準に 定量的スコアで評価され、考えられるベストとワースト・ プラクティスが区別されています。評価は、外部から取得 する非財務データと発行体が属するセクターや持続可能性 関連のテーマについての定性分析を組み合わせて行われ ます。定量スコアは、ベスト・プラクティスのAからワースト のGまでの7段階評価に変換されます。アムンディの最低 基準と除外方針を適用する一環として、Gレーティング 企業は投資対象から除外されます14。



ESGの評価軸

環境、社会、ガバナンスの3つの側面におけるアムンディの 企業行動分析フレームワークは、企業にどのようなESG リスクや機会(サステナビリティ・リスクやサステナビリティ 要因に与える影響を含む)があるのか、また、各セクターに おいて企業はそうした諸課題にどのように対処しているか、 という観点で設計されています。上場する発行体に関して は、それぞれに付与するスコアが資本を構成するすべての 証券に適用されます。

A. 環境

環境面のリスクと機会にはさまざまなものがあります。 環境面に関する当社の分析では、発行体が、エネルギー 消費抑制、温室効果ガス排出量削減、資源枯渇への対抗策 創出、生物多様性保全などテーマでどのように取り組んで いるのか精査することにより、企業が直接的・間接的に 環境に与える影響をコントロールできているかを評価して います。

B. 社会

社会の軸では、発行体が人的資本やステークホルダー15と の関係にいかに対処しているのかを世界共通の基本原則 を利用しながら評価します。社会の側面には、発行体の 人的資本や人権に関する事項、ステークホルダーに対して 負う責任など、複数のテーマが含まれます。

C. ガバナンス

ガバナンスにおいては、つまるところ長期にわたり発行体の 価値を支える効果的なコーポレート・ガバナンスの枠組み を構築する能力があるかどうかを評価します。

¹⁴ 一部適用、あるいは適用対象外となるアムンディ・グループの関係・関連会社については、1ページの「目的と適用範囲」を、除外方針の適用範囲に 関する詳細は、巻末の補足情報をご参照ください。

¹⁵ ここでは株主以外のステークホルダーを指します。

ESG固有の基準

当社のESG分析フレームワークは38の評価基準で構成されており、そのうち17項目はセクターを問わずすべての企業に 共通するものであり、21がセクターに固有のものです。これらの基準は、持続可能性の課題が発行体にどのような影響を 与えるか、とともに、課題への対処のされ方を評価するために設計されています。また、サステナビリティの要因に対する 影響とその緩和措置の内容も考慮されます。すべての評価は、ファンドマネジャーのフロントオフィス・ポートフォリオ管理 システムで利用可能です。

	環境	社	会	ガバナンス	
全セクター共通	 温室効果ガス排出量および エネルギー効率 水資源管理 生物多様性・環境汚染 サプライチェーンにおける 環境配慮 	エネルギー効率 ・人的資本管理・ 水資源管理 ・労使関係 生物多様性・環境汚染 ・サプライチェーン サプライチェーンにおける 労働慣行等への		取締役会の構成監査と内部統制役員報酬株主権の保護企業倫理税務慣行ESG統合経営	
	環境			社会	
セクター固有	 再生可能エネルギー 環境対応車 化学製造プロセスにおける環境負荷削減 持続可能な建築 責任ある森林資源管理 紙リサイクル グリーン投融資 グリーン保険 グリーン事業 包装・エコデザイン 		 製品開発過程における生命倫理 責任あるマーケティング 健康志向の製品 タパコに関連するリスク 車輛の安全性 乗客の安全 責任あるメディア データセキュリティとプライバシー 情報格差への対応 医療へのアクセス 金融サービスへのアクセス 		

正しくESG分析を行うには、事業やセクターの活動に従い 最も重要な事項に焦点を絞る必要があります。個々の ESG評価基準に対するウエイト決定は、当社のESG分析 フレームワークの大切な要素であり、ESGアナリストはセク ター毎に最重要と判断される項目に対して考察を加え ます。

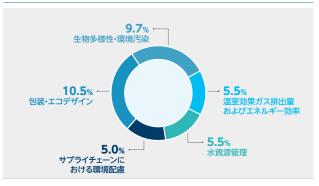
端的には、ある企業のESG評価の一項目で直面するリスク が高くかつ重大であると判断した場合、ESGアナリストは、 その項目におけるその企業の取り組み方をより厳しく評価 します。

例えば、家庭用品・パーソナル用品セクターにおいて、法令 の要請もあって、業界各社は生産と包装をより環境に配慮 したものにする必要があります。当社のESGアナリストは、 メーカーが抱えるリスクを示すとりわけ関連性が高い 「包装・エコデザイン」や「生物多様性・環境汚染」という 切り口だけではなく、「顧客・製品責任」の観点からも評価 を行います。

セクター別ウエイトの例

	Е	S	G
家庭用品・パーソナル用品	36%	34%	30%
自動車	40%	34%	26%
銀行	24%	29%	47%
電気通信	15%	53%	32%

家庭用品・パーソナル用品セクターにおける 環境評価基準(36%)の構成



ESGスコアリング・ レーティング手法

ESGレーティングは、ESG評価基準とアナリストが設定した ウエイトに基づき、外部プロバイダーから入手したデータ を組み合わせて算出されます。計算プロセスの各段階で、 データはZスコアに変換=正規化されます。Zスコアは正規 分布する母集団で値を比較する方法です(セクター平均と 比較した発行体の値を標準偏差で除した値)。各発行体に 対してセクターの平均を中心に基準化されたスコアが付与 され、各セクターでわれわれが考えるベストとワースト・ プラクティスのふるい分けが行われます。最後段階で、それ ぞれの企業に対して、おおむね-3から+3の間でESG総合 スコアとAからG(Aがベスト、Gがワースト)の間のレー ティングが付与されます。平均をはさみ-0.5から+0.5の スコア区間がDレーティングに相当し、それぞれのアルファ ベットで平均からの乖離度合いを表現します。

ESGレーティングは、参照するユニバースに関わらず、 各発行体に1つだけ割り当てられます。また、セクター中立 であり、いずれのセクターも特別に有利・不利に評価される ことはありません。

ESGレーティングは、外部データプロバイダーから提供 される原データを基に毎月更新され、発行体のESG課題に 関する取り組みは継続的にフォローされています。

当社のESGアナリストは、事業環境や政策の変化、重大な ESGリスクの顕在化、または大きな影響を持つ事象の発生 などを受けて、ESG分析やレーティング手法を見直して います。

02 ソブリン発行体の ESG評価

アムンディのESGソブリン・スコアリング手法では、ソブリン 発行体のESG課題に対する取り組みを評価します。E、S、 Gのそれぞれの要素は、発行体の中長期的な債務返済 能力に影響を与える可能性があります。また、これらは世界 全体の安定に影響を与えるサステナビリティの主要な課題 にどのように対処しているかを反映するものでもあります。

アムンディの手法は、ESGリサーチがサステナビリティ・ リスクとその要因に関連性があると判断した約50のESG 指標16に依拠しています。各指標は、公開されている世界 銀行グループや国連など国際的なデータベースや独自に 集計されたデータなどさまざまな情報源から入手した複数 のデータを考慮するもので、最終的なアムンディのソブリン ESG総合スコアとE、S、G個別評価を構成するそれぞれの ESG指標に対するウエイトが定義されています。すべての 指標は独立のデータプロバイダーを通じて取得してい ます。

すべての指標は8つのカテゴリーに整理分類され、各カテ ゴリーはE、S、Gのいずれかに当てはめられています。企業の 場合と同様に、発行体のESGスコアはAからGまでのESG レーティングに変換されます。

環境	気候変動への対応、自然資本保全
社会	人権、格差是正、人的資本、 政治的·経済的自由
ガバナンス	政府の実効性、法・経済制度

¹⁶ サステナビリティ・リスクとは、環境、社会、ガバナンス上の事象や状況のうち、それが発生した場合に投資価値にマイナスの重大な影響を及ぼす 可能性のあるものを意味します。サステナビリティ要因へのネガティブな影響とは、投資判断がサステナビリティ要因にマイナスの影響を及ぼすことを 意味します。

03 その他の 金融商品・発行体

メインのESGレーティング手法では、実物資産、米国地方債、 証券化商品などのようにその商品特性や既存外部データ ベンダーの取り扱いがないなどの理由でアムンディの投資 対象ユニバースの一部の商品や発行体がカバーされて いません。アムンディは、カバレッジを拡大するために、実物 資産(プライベート・エクイティ、プライベート・デットの 発行体、インパクト投資、不動産17、インフラ、ファンド・オブ・ ファンズ)や政府機関と地方自治体、グリーンボンドや ソーシャルボンドなどの特定商品を対象に適用する手法を 開発しています。それぞれに独自のやり方ですが、サステナ ビリティ・リスクと機会を予見し管理する能力と潜在的な サステナビリティ要因へのネガティブな影響に対処する 能力を評価する点では共通しています。

04 投資分析および プロセスへのESG インテグレーション

ESG分析を通じて企業の全体像を理解することは、強固な 価値創造につながるとアムンディは確信しています。この 考えからESG評価をアクティブ運用プロセスに統合すると ともに、該当するケースにはエンゲージメント・ポリシーを 適用しています。ESGインテグレーションの根底には、持続 可能な成長に向けた強い姿勢があれば、発行体は規制 リスクやレピュテーション・リスクをより適切に対処し、 かつ、経営効率を向上させることができるという考えが あるのです。

ESGインテグレーションにより、投資家は財務、業務運営、 レピュテーションなどに関わる長期的なリスクをよりよく 踏まえながら受託者責任を果たすとともに、責任ある投資家 としてとるべき行動を実践することにもつながります。

持続可能なリターンを目指し、受益者の利益のために投資 判断を下すうえでアムンディは「ダブル・マテリアリティ」の 考えを堅持し、独自のESG分析とレーティング手法を構築 しています。われわれのESG分析では、いかにESGファク ターが企業価値に重大な影響を与えるか、と合わせて、企業 が環境や社会問題、人権にどのような影響を与えるか、 を評価することを目的としています。

そのために、投資先企業に関して従来の財務指標だけで なく、E、S、Gのすべての要素にわたってモニターしており、 業績が悪化し、顧客の投資パフォーマンスに影響を及ぼす 前に、問題や懸念事項を早期に発見することに努めてい ます。

アムンディ独自の評価は、E、S、Gそれぞれのレーティングと さまざまな情報源の分析を総合し導き出されており、現在 18,700以上18の発行体にレーティングが付与されてい ます。アムンディが運用するポートフォリオでは、ESG上の 目的や制約が異なる多様な商品、発行体、プロジェクトへの 投資が行われます。ESGリサーチが作成したESGレー ティングと関連する評価基準、サステナビリティに関連する 追加指標は、全ファンドマネジャーがポートフォリオ管理 システム上で利用できます。これにより、持続可能性に 関わる課題を投資判断に組み込み、それぞれのポート フォリオで適切に制約を設定することが可能になってい ます。

05 責任ある 外部マネジャー選定

アムンディ・グループ外の投資運用会社に運用を委託 する場合、アムンディは、通常のデューデリジェンスとして 2段階の精査を実施しています。運用会社のレベルで実施 するオペレーショナル・デューデリジェンス(ODD)と、 ODD通過後に行う、対象とする投資プロセスについて 実施する投資デューデリジェンス(IDD)です。マネジャー のESGに関する信頼性はIDDの段階で2つの点から評価 されます。

まず、除外方針や責任投資の実践方法(ベスト・イン・クラス、 ESGインテグレーション、インパクト、議決権行使やエン ゲージメント方針)を含め、その運用会社の責任投資方針を 基づき定性評価を行います。この定性評価は、対象となる 投資プロセスに関する具体的な質問で補完されます。

つぎに、当社のESG評価手法とスコアを用いて、ポート フォリオの保有銘柄に基づき定量的なESG分析を実施し、 定性面との整合性を評価します。

アムンディが外部のファンドマネジャーに運用を委託する 場合、アムンディの評価基準と除外方針を遵守するために、 除外すべき発行体のリストを毎月送付します。ただし、ファ ンド・ホスティング機能のみを提供する場合、「除外リスト」は 適用されません19。

06 責任ある 外部ファンド選定

アムンディ・グループ以外の責任投資ファンドを選定する 場合、ODDとIDDの両方が実施されます。ESGに関する 信頼性はIDDの段階で次の2つの観点から評価されます。

まず、運用会社レベルで除外方針や責任投資の実践方法 (ベスト・イン・クラス、ESGインテグレーション、インパクト、 議決権行使やエンゲージメント方針)を含めた責任投資 方針、そして、金融商品レベルに関する事項(SRIラベル、 SFDRおよびEUタクソノミーに照らした属性、PAI=サステナ ビリティに有害な影響を与える事象、温室効果ガス排出量 および報告)を含む)について定性評価を行います。

つぎに、当社のESG評価手法とスコアを用いて、ポート フォリオの保有銘柄に基づき定量的なESG分析を実施し、 定性面との整合性を評価します。



07 ESG原データ、 外部スコア、 データプロダクト利用に 関する開示

アムンディではグループ会社が運用する一定数のポート フォリオについて、外部データベンダーからのインプットを 用いるESGスコアやその他の指標を使いサステナビリティ に関わる特性や目標を設定しています。

具体的なスコアやデータプロダクトとこれを提供するESG データサービスプロバイダーを選択するに当たりアムン ディは相応の注意を払っていますが、使用するESGスコア 及び指標にはつぎのような限界もあり、ポートフォリオで 定めるサステナビリティ特性の達成が損なわれる恐れが あります。

- さまざまな考え方で報告される「原データ」には第三者 の検証や監査プロセスがない:企業やその他の経済 主体が報告する原データ(データベンダーが収集した データも同様)は総じて監督も規制を受けておらず、 第三者による検証も行われていません。そのため、原 データの中身は、報告主体のサステナビリティ情報開示 の枠組みのクオリティによって異なる可能性があります。 アムンディは、報告主体に対してベスト・スタンダードに 適合する開示を、そして、公的機関にはより高い開示 基準の構築を働きかけています。

- ESGスコアやデータプロダクトの信頼性:ESGスコアや 指標には、報告されるデータの品質が不十分であったり、 品質管理では捉えられないデータ収集や転送における 問題、推定モデルの計算における問題を伴う場合が あります。ESGメソッド・ソリューションとグローバル・ データ・マネジメントのふたつのチームは、アムンディに おけるESGデータベンダーの監督とエンゲージメントに 責任を持ち、データの品質に問題が確認された場合には 適切に改善することを求めます。
- **データの入手可能性とカバレッジの欠如**:原データが 入手不可能な場合、サードパーティのデータベンダーに よる推計データで代替されるケースもあります。さらに、 サステナビリティの特性を持つポートフォリオの中には、 ESGデータのカバレッジが不完全な資産に投資する 場合があります。このため、アムンディでは、持続可能性を 標榜するための最低要件としてカバレッジ率の下限を 設定しています(ESGインテグレーションに関する全情報 は、運用されるポートフォリオの募集書面や定期報告書を 参照してください)。

除外方針および 実施最低基準

受託者責任の一環として、アムンディは、サステナビリティに 関する重要な事項について除外方針と実施最低基準を 定め、これらに関してモニタリングを実施しています。また、 エスカレーション手続きも決められており、抵触が確認 された場合には、エンゲージメント実施、(該当する場合 には)議決権行使、さらには投資除外へとつながる可能性 があります。

アムンディの除外方針と実施最低基準は、顧客からの別段 の要請がなく、適用法令や規則で禁止されることがない 限り、アクティブ運用ポートフォリオとESGパッシブ商品に 適用されます。

ESG・気候戦略委員会が除外方針と実施最低基準の ガイドラインを定め、ESGレーティング委員会が実施 ルールを検証します。除外される発行体20には、ファンド マネジャーのポートフォリオ管理システム上でフラグが 立てられており、了解が得られている場合以外のすべての 購入を防止するめに、コンプライアンス・ツールが取引前に ブロックを掛けます。第二段階の管理はリスクチームが 行います。

新規のマンデートまたは専用ファンドの場合、アムンディの 除外方針および実施最低基準は、顧客からの別段の要請 がない限り、契約前書面に従って実施されます。

パッシブ・ポートフォリオの場合、除外方針と実施最低基準 の適用はESGプロダクトであるか否かで異なります²¹。:

- ESGパッシブファンド²²:すべてのESG ETFおよびイン デックスファンドでは、除外方針と実施最低基準が適用 されます。
- ESG以外のパッシブファンド: パッシブ運用における 受託者としての義務は可能な限りインデックスを複製 することです。ポートフォリオマネジャーの裁量は限られて おり、パッシブ運用のエクスポージャーを指定された ベンチマークに完全に一致させるという契約上の目標を 満たさなければなりません。よって、標準的な(非ESG) ベンチマークを複製するアムンディのインデックスファ ンドおよびETFには、規制によるものを超えるシステマ ティックな投資除外は適用されません。ただし、アクティブ 投資ユニバースに適用される除外方針および実施最低 基準23により投資除外とされる証券で、非ESGパッシブ ファンドで保有される可能性があるものについて、アムン ディは必要な場合には、取締役会または経営陣の活動 状況に承認を与えない、あるいは、取締役会会長や一部 の取締役の再選に反対する行使判断を行うことを含めて エンゲージメントと議決権行使を強化しています。

除外方針と実施最低基準はコーポレートとソブリンを区分 しています。企業の活動や慣行を対象とするコーポレート 基準により企業が発行する証券が、また、ソブリン基準に よりソブリン債券が除外される可能性があります。

²⁰ 巻末の補足情報の「除外方針の適用範囲」をご参照ください。

²² 一任運用や専用ファンドの場合は顧客から特段の要請がある場合はこの限りではありません。

²³ セクター別方針の項を参照。

01 国際条約に関連する 規範的除外

アムンディは以下の発行体を除外しています:

- オタワ条約およびオスロ条約で禁止されている、対人 地雷およびクラスター爆弾の製造、販売、保管、サービス に関与する発行体24
- 化学兵器25、生物兵器26、劣化ウラン兵器27の製造、 販売、保管に関与する発行体
- 国連グローバル・コンパクト²⁸の10原則のいずれかの 項目で重大な違反を繰り返し、信頼するに足る是正措置 がとられていない発行体

02 セクター別方針

A: 一般炭

目的と範囲

石炭の燃焼は、気候変動を引き起こした人間の活動の なかで最大の要因です29。2016年にアムンディは一般炭に 関するセクター別方針を定め、特定企業や発行体の除外を 実行しました。それ以来、毎年、アムンディは一般炭セクター 方針として取扱いルールと閾値を段階的に強化しています (下記「持続不可能な事業へのエクスポージャーに対処 する手段としての投資除外 |を参照)。

経済の脱炭素化を達成するために最も重要なのは石炭を 段階的に廃止することです。アムンディがOECD加盟国 およびEU加盟国では2030年、OECD非加盟国において は2040年を期限として投資対象から一般炭を全廃する ことを表明しているのはそのためです。この戦略は、国際 エネルギー機関(IEA)の「持続可能な成長シナリオ」やクラ イメート・アナリティックス、SBTi(科学に基づく目標設定 イニシアティブ)で設定されたシナリオを踏まえたクレディ・ アグリコル科学委員会の調査と提言に基づくもので、国連 の持続可能な成長目標(SDGs)および2015年のパリ 協定に合致しています。

「地球レベルで排出量ネット・ゼロの状態を 達成するために必要なのは、それぞれの企業 のバリュー・チェーンで温室効果ガス(GHG) 排出を実際に削減することであり、単にポート フォリオで排出量エクスポージャーを減らす ことだけではない。」³⁰

科学に基づく目標設定イニシアティブ(SBTi)

ここに述べる取扱いルールと閾値は、2030年ないし 2040年までというタイムラインに沿って、適切なペースで 一般炭からの段階的撤退を進めるには抱えるリスクが 過大な企業を判断する基準を示すものです。

当方針は、すべての投資先企業に適用され、特に鉱業、 公益事業、輸送インフラ企業に影響があります。対象と なるのはアムンディが完全な運用裁量を有するすべての アクティブ運用戦略及びパッシブESG運用戦略です³¹。

- 24 オタワ条約1997/12/3、オスロ条約2008/12/3、2018年7月現在それぞれ164カ国、103カ国が批准(欧州連合加盟国を含み、米国を除く)。
- 25 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約 1993年1月13日
- 26 細菌(生物)兵器及び毒素兵器の開発、生産及び備蓄の禁止並びにその廃棄に関する条約 1972年3月26日
- 27 国際条約による禁止や制限の対象ではありませんが、劣化ウランはしばしば論争の的になる兵器です。
- 28 国連グローバル・コンパクト(UN Global Compact): "人権、労働、環境、腐敗防止に関する普遍的な原則に沿った戦略や事業を行い、社会的 目標を達成するための行動をとるよう企業に呼びかけるもの"
- 29 IPCC、2022年: 政策決定者のための要約。で: 気候変動2022: 気候変動の緩和。In: Climate Change 2022: Mitigation of Climate Change. Contribution of Working Group III to the Sixth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change [P.R. Shukla, J. Skea, R. Slade, A. Al Khourdajie, R. van Diemen, D. McCollum, M. Pathak, S. Some, P. Vyas, R. Fradera, M. Belkacemi, A. Hasija, G. Lisboa, S. Luz, J. Malley, (eds.)]. Cambridge University Press, Cambridge, UK and New York, NY, USA. 30 SBTi-Finance-Net-Zero-Foundations-paper.pdf
- 31 一部適用、あるいは適用対象外となるアムンディ・グループの関係・関連会社については、1ページの「目的と適用範囲」を、除外方針の適用範囲に 関する詳細は、巻末の補足情報をご参照ください。

石炭火力段階的廃止に向けた 発行体への影響力行使

アムンディはポートフォリオで投資するなかで、売上 ベースで見て一般炭へのエクスポージャーを持ち、当社の 2030/2040年に向けた段階的廃止スケジュールと整合的 な撤退方針をまだ公表していないすべての企業との間で エンゲージメントを実施します。

以下の方針に従いアクティブ運用の投資対象から除外 される企業、または、一般炭に関するポリシーが劣後して いると考えられる発行体に対して、エスカレーション措置と して、取締役会や経営陣による監督・執行に対して、ある いは、会長ないし一部取締役の再任に対して反対票を投じ ます。

持続不可能なエクスポージャーに 対処する手段としての投資除外

アムンディでは次の場合に除外32を実施します。 開発計画に関わる場合:

- 認可済みの一般炭採掘計画を立案中、ないしは、プロ ジェクト建設に関与する鉱業、公益事業、輸送インフラ 企業(発表済み、提案済み、認可前など、開発の初期 段階にある一般炭プロジェクトを持つ企業を年単位で モニタリング実施)

鉱山採掘事業に関わる場合:

- 売上の20%以上を一般炭の採掘から得ている企業
- 年間70メガトン以上の一般炭の採掘を行い、今後も 削減の意図がない企業

適切なペースで石炭からの撤退を進めることができないと 判断される場合:

- 売上の50%以上を一般炭採掘と石炭火力発電から 得ているすべての企業
- 売上の20%から50%を一般炭採掘と石炭火力発電 から得ている企業で移行計画が不十分な企業33

実施方法

アムンディは個々の企業が抱える一般炭関連のリスクを 評価するために、データプロバイダー2社(Trucostおよび MSCI)の化石燃料エクスポージャー指標を利用しています。 これらの複数のソースでカバーされる広範な対象にESG 分析とレーティング手法を適用しています。そして、一般炭 への企業のエクスポージャーをより包括的に理解したうえ で運用チームにこのテーマについて更なる洞察を与える ことを実現しています。ふたつのプロバイダーが提供する 同一発行体の一般炭関連データについては、より高い 値を採用することで保守的なアプローチを取ります。なお、 受け取る情報の質を改善させ、その内容を質すためにプロ バイダーに対するデューデリジェンスが実施される場合が あります。

加えて、新規開発の石炭関連施設の能力を評価するため に、Trucostの情報をもとにしたクレディ・アグリコル・ グループの公式除外リストを含めて複数のソースを活用 しています。

B: 非在来型化石燃料

目的と範囲

対策が取られていない化石燃料関連事業にエクスポー ジャーを有する企業への投資には、社会的にも、環境的に も、そして経済的にもますます大きなリスクが伴います。 IEAの「持続可能な開発シナリオ」と「NZE2050シナリオ」 では、シェールオイル、シェールガス、オイルサンドは一旦 生産されると、天然ガスや石油と同じように、今後数年に 渡り、世界のエネルギーミックスの一部であり続けると されています。

しかし、非在来型石油・ガスの採掘・産出は深刻なリスク を抱えています。シェールオイルやシェールガスには適切な 管理を欠くとメタン排出量が増加する恐れがあるほか、 オイルサンドは炭素強度も高いことから気候変動への影響

³² 一部適用、あるいは適用対象外となるアムンディ・グループの関係・関連会社については、1ページの「目的と適用範囲」を、除外方針の適用範囲に 関する詳細は、巻末の補足情報をご参照ください。

³³ アムンディは、段階的廃止計画の内容を評価するための分析を行っています。

が懸念され、さらには水の使用や汚染、採掘による誘発 地震、大気汚染などの環境面、また、潜在的に社会面でも 深刻な公衆衛生34のリスクにさらされています。

持続不可能なエクスポージャーに 対処する手段としての投資除外

アムンディでは、非在来型石油・ガス(シェールオイル、 シェールガス、オイルサンド)の探鉱・生産が売上の30% 以上を占める企業を除外35します。この方針は、アムンディ が完全な運用裁量を有するすべてのアクティブ運用戦略 及びパッシブESG運用戦略に適用されます。

実施方法

アムンディは個々の企業が抱える非従来型化石燃料に 関連するリスクを評価するため、データプロバイダー2社 (MSCIとSustainalytics) の化石燃料エクスポージャー 指標を利用しています。こうして、ESG分析とレーティング 手法にこれら複数のソースから得る膨大なデータを統合 しています。そして、企業の非従来型化石燃料への企業の エクスポージャーをより包括的に理解したうえで運用 チームにこのテーマについて更なる洞察を与えることを 実現しています。

なお、受け取る情報の質を改善させ、その内容を質すために プロバイダーに対するデューデリジェンスを実施する場合 があります。

C: タバコ

目的と範囲

タバコは公衆衛生に悪影響を及ぼすだけでなく、その バリューチェーンは人権侵害や労働者の健康上の問題を 抱え、貧困にも大きく関わっています。環境にも重大な 影響を及ぼしており、世界保健機関(WHO)の推計36に よれば、世界全体で年間1兆ドル以上ともいわれる多大な 経済的コストを負担しています。

2020年5月にアムンディはTobacco-Free Finance Pledgeに署名しました。

アムンディはサプライヤー、製造業者、小売業者を含み タバコのバリューチェーンに関わる発行体のESGレーティ ングに上限を設定し、タバコを製造する企業の除外方針を 定めています。

たばこ関連企業のESGレーティング

タバコ・セクターのESGレーティングをAからGまである 段階のなかでEを上限にします。対象はタバコの生産、 供給、小売に携わる企業(適用基準:売上の10%以上)

持続不可能なエクスポージャーに 対処する手段としての投資除外

アムンディは、製造過程で児童労働の可能性を排除でき ないことから、紙巻タバコメーカーを含む最終製品としての タバコを製造する企業(適用基準:売上の5%以上)を除外 します。

この方針は、アムンディが完全な運用裁量を有するすべて のアクティブ運用戦略及びパッシブESG運用戦略に適用 されます。

投資家としての発行体への影響力行使

上述の除外方針に抵触する企業に引き続き有するエクス ポージャーについては、議決権行使方針として、取締役会や 経営陣による監督・執行に対して、あるいは、会長ないし 一部取締役の再任に対して反対票を投じます。

実施方法

個々の企業を評価するうえで、アムンディはMSCIをデータ プロバイダーとして利用しています。

³⁴ https://e360.yale.edu/features/fracking-gas-chemicals-health-pennsylvania

³⁵ アムンディ・グループの対象外または一部対象外の関連会社および関連事業体については、1ページの「目的と範囲」をご参照ください。除外ポリシー の適用範囲に関する詳細は、31ページの「付録」をご参照ください。

³⁶ https://www.hrw.org/report/2014/05/14/tobaccos-hidden-children/hazardous-child-labor-united-states-tobacco-farming

D: 核兵器

目的と範囲

核兵器不拡散条約(NPT)にあるように、「核兵器の拡散は 核戦争の危険性を著しく増大させる」ものであり、そのよう な戦争は「全人類に及ぶ壊滅的な被害」をもたらす可能性 があります。従って、「そのような戦争の危険を回避し、 人々の安全を守るためにあらゆる努力を払う必要」があり ます。核兵器保有の基本的な目的は、抑止力と慎重な取引 であることは明らかです。

持続不可能なエクスポージャーに 対処する手段としての排除

アムンディは、核兵器の中核部品や専用部品の製造に 携わる核兵器関連企業への投資を制限しています。発行体 が以下の3つの基準のうち少なくとも1つに該当する場合 に除外対象となります。

- 核兵器不拡散条約非加盟国、ないしは、核兵器不拡散 条約加盟国であってNATO非加盟国において核兵器の 製造、販売、保管に関与する場合
- 核弾頭や核ミサイルの製造、核兵器専用に開発した 部品、あるいは、そのために大幅に改変した部品の製造 に関与する場合
- 資本関係や民生軍事双方に利用可能な部品、運搬 プラットフォームによる収入を除き、核兵器製造または 販売からの収入が総収入の5%以上を占める場合

この方針は、アムンディが完全な運用裁量を有するすべて のアクティブ運用戦略及びパッシブESG運用戦略に適用 されます。

実施方法

個々の企業のエクスポージャーを評価するために、アムン ディはMSCIとISS ESGをデータプロバイダーとして利用 しています。また、ESGアナリストは補完的な分析を行い ます。除外リストへの追加対象は、ESGレーティング委員会 に提出され、承認を受けます。

E: ソブリン倩

資産凍結を含む制裁措置が講じられ、米国とEU双方の 制裁をカウントする制裁指数が最高水準にある欧州連合 (EU)の制裁リスト上の国家は、ESGレーティング委員会の 正式な審査と承認を経て除外されます。

03 人権に関する方針

人権を保護することは、社会的不平等に対処し、安定した 健全な社会を支えることにつながります。企業や地域に よって人権をビジネスに取り入れるうえでの成熟度が異な るものの、最低限、国連グローバル・コンパクトに沿って、 国際権利章典(International Bill of Rights)37、国際 労働機関の「労働における基本的原則及び権利に関する 宣言(Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work)」が定める人権原則を尊重する必要が あるとアムンディは認識しています。そして、責任ある資産 運用会社として、投資先がどのように人権に配慮し、事業 における人権侵害に対処しているかを評価しています。

目的と範囲

アムンディは、あらゆるセクターの企業が直接・間接を 問わずその事業で確実に人権原則が尊重されるように 戦略を策定する必要があると考えています。

本方針では、直接的な事業活動やバリューチェーン全体に おける人権保護と尊重を促すための企業との対話に重点 が置かれています。そのために、企業がグローバルな事業 活動において顕著な人権リスクを特定し、侵害を未然に 防止し、問題が特定された場合の効果的な改善策を備え、 これを支持するために必要な措置を取っていることを確認 します。特に、プロセスや情報開示が不十分と判断され 潜在的なリスクにさらされる企業や人権関連で問題に 直面している企業についてモニタリングを実施します。この 重点リストに含まれるすべての企業とエンゲージメントを 実施し改善のきっかけを作ります。エンゲージメントに失敗 した場合、適切な措置を促すためにエスカレーションを実施 することもあります。また、発行体が是正策を講じること なく重大な違反を繰り返している場合、エスカレーションと して、国連グローバル・コンパクト抵触を理由とする投資 除外につながる可能性があります。

この方針は、アムンディが完全な裁量権を有するすべての アクティブ運用戦略とパッシブ運用のESG戦略に適用 されます。エンゲージメントと議決権行使はすべての戦略 に適用されます。

人権リスクにさらされている企業の ESGレーティング

人権に関する発行体の動向を評価・モニターには社内の リサーチ・ツールを活用します。独自のESGレーティング では、データプロバイダーから入手可能な人権データを 用いて発行体の評価を行っています。また、ESGアナリスト は、さまざまな情報源を用いて、企業の人権侵害を特定 するためコントラバシー(不祥事等)をモニターしています。 そして、問題を抱えているにもかかわらず改善計画が乏し い、あるいは、エンゲージメントが実を結んでいない発行体 に対して、関連するESGスコアの評価基準にオーバーライド を適用するほか、発行体が国連グローバル・コンパクトに 抵触すると判断された場合には、エスカレーションとして 議決権行使や投資除外まで行う可能性があります。

投資家としての発行体への影響力行使

人権への取り組みには2つのアプローチがあります。第一 に、人権リスクの特定と管理に関して企業に事前に関わる こと。第二に、人権侵害や申立があった場合の対応として エンゲージメントすることです。アムンディは人権リスクに 対処するために、企業がかかるリスクの存在を認識し、 問題が発生した場合の対応と発生防止に具体的な方策を 取るよう促しています。エンゲージメントでは、人権に関する 方針やプロセス強化を求めます。その目的は、人権に関する 企業の取り組みが報告や法令順守に留まらず、より前向き な行動変容を生み出すことです。この活動を通じて、ベスト プラクティスを見つけ、採用する市場の能力を向上させる ことを目指しています。

人権侵害が発生した場合(または信憑性のある疑いが 生じた場合)には、その影響を受けた人々に対して効果的な 是正措置を実施し、再発防止のプロセスを強化することを 企業に求めます。投資家としてアムンディは、エンゲージ メントを企業が学び改善するための特別な機会と捉えて います。エンゲージメントが進捗しない場合には、適切な 措置を実現するためのエスカレーションの方法を選択し ます。

実施方法

投資先がどのように人権に配慮し、人権侵害に対処して いるかを評価するために従前からのデータプロバイダーを 含めさまざまな情報源を活用しています。ESGスコアへの 統合、エンゲージメント、そして、エスカレーションとしての 議決権行使や国連グローバル・コンパクト抵触を理由と する除外は、上述のプロセスに従います。

04 生物多様性および 生態系サービスに 関する方針

生物多様性と生態系サービスは、私たちの社会と世界経済 の基盤を成しています。この生物多様性が危機に瀕して いることは科学的にも明らかであり、その損失を食い止め、 回復させるために早急に行動を取ることが求められてい ます。生物多様性を保全することは、気候変動など他の 環境問題や社会的課題などに取り組むことにもつながり ます。人々の暮らしと収入、社会との繋がり、健康38は自然の 恵みに依存しており、生物多様性の損失はこれらに大きな 影響を与える可能性があります。生物多様性と生態系が 社会に恩恵をもたらす機能は、持続可能な開発目標の 達成に不可欠な役割を果たします。

責任ある資産運用会社であるアムンディは、生物多様性、 ひいてはその保全や回復が投資価値に与える影響を認識 しています。そして、2021年には「生物多様性のための ファイナンス協定(Finance for Biodiversity Pledge)」に 署名しました。

目的と範囲

アムンディの生物多様性に関する方針は、この分野の トピックで取り組んで来たことを集約し、包括的なもの にすることを目的としています。この方針は、生物多様性 損失の主な4つの要因である、陸地および海洋利用変化、 気候変動、汚染、天然資源利用・搾取に焦点を当ててい ます39。

この方針は、生物多様性を毀損する活動でリスクを抱え、 十分なプロセスないし情報開示がない企業に焦点を当て ています。森林および森林破壊、水資源に重大な影響を 与える可能性のある活動、生態系が傷つきやすい地域で

営まれる深海採掘や広範な掘削活動、農薬生産、使い捨て プラスチック器具の生産と利用、などに関わる発行体に 適用されます。特定されたすべての企業に対しエンゲージ メントを行い、改善のきっかけ作りに取り組んでいます。

この方針に基づき投資対象から除外される可能性があり ます。除外は、アムンディが完全な裁量権を有するすべて のアクティブ運用戦略とパッシブ運用のESG戦略に適用 されます。また、エンゲージメントと議決権行使はすべての 戦略に適用されます。

生物多様性リスクがある企業の ESGレーティング

生物多様性に関する発行体の行動を評価・モニタリング するために、アムンディは社内のリサーチを活用しています。 独自のESGレーティング・ツールは、データプロバイダー から入手可能な環境情報を用いて発行体を評価します。 また、ESGアナリストは、生物多様性に悪影響を及ぼす深刻 な環境破壊を特定するため、さまざまな情報源を用いて 争点となり得る活動に関してモニターしています。

企業はその活動の性質や場所によって生物多様性に対し て異なる影響を及ぼす可能性があります。前者は、コモ ディティなどに代表される森林破壊や生態系を変容させる リスクを抱える活動です。後者は、生態系への影響が懸念 される場所で操業する場合やサプライチェーンを有する 場合です。

アムンディは、生物多様性への影響が大きく、リスク管理 が不十分な発行体に対して、ESGレーティングの関連する 基準に上限(EまたはF)を適用します。また、適切なプロセス や情報開示が欠如する場合も生物多様性に関連する評価 基準に上限を設定する理由となります。

³⁸ Environmental Health Perspectives、2022年では、花粉媒介者の減少により、毎年推定427,000人の命が失われていると報告されている。 39 気候変動については、一般炭および非在来型化石燃料に対するそれぞれの方針で対応されています。なお、生物多様性と生態系サービスのための 政府間科学政策プラットフォーム(IPBES)により、生物多様性損失の5番目の主要因とみなされている外来種は、適切なデータが不足しているため、 政策ではまだ明確に取り上げられていません。

投資家としての発行体への影響力

アムンディは、上述の観点で特定されるすべての企業 (フォーカス・リスト)や生物多様性が関連すると考えられる 発行体との間でエンゲージメントを行い、直接の事業や バリューチェーン全体を通じて、生物多様性と生態系サー ビスを経営戦略に組み込むよう企業に働きかけています。 こうしたエンゲージメントには2つのアプローチがあります。 ひとつは、日ごろより行う生物多様性と生態系リスクの特定 と管理についての企業への働きかけ、そしてもうひとつは、 生態系が毀損されたり、そのような申立が行われた場合 への対応です。後者では、企業で効果的な是正に向けた 適切な措置が講じられていることを確認します。

アムンディは、企業が生物多様性や生態系サービスのリスク にさらされていることを認識し、問題が発生した場合の対処 や再発防止のための具体的な行動をとるように促すこと で、生物多様性や生態系サービスのリスクについての方策 が取られることを目指しています。また、状況に応じて、 単独、あるいは他の投資家と連携して取り組んでいます。

エンゲージメントに失敗した場合、あるいは発行体の行動 や改善計画が不十分と思われる場合、アムンディは、アク ティブ投資ユニバース(運用裁量を持つすべてのアクティブ 運用戦略)からの除外をも含むエスカレーションを行うこと があります。特に順番はありませんが、エスカレーション には、ひとつ又は複数のESG評価基準におけるネガティブ・ オーバーライド、年次株主総会での質問、経営陣への反対 票、公式声明文発表、ESGレーティングへの上限設定、 そして、問題が重大な場合には、最終的に除外が含まれます (次のエンゲージメント・ポリシーを参照)。

実施方法

生物多様性の毀損という発行体が及ぼす影響を評価する ために、従前からのデータプロバイダーを含めさまざまな 情報源を活用しています。ESGスコアへの統合、エンゲージ メント、そして、エスカレーションとしての議決権行使や 除外に関しては、上述のプロセスに従います。



エンゲージメント方針

アムンディにとって、エンゲージメントとは企業の活動や 行動に影響を与えることをねらいとして、パーパスに従い 継続的に実行するプロセスです。それは、ダブル・マテリ アリティの考えのもとで将来を予見しながら、成果を重視 するものでなければなりません。また、グローバルなESG プロセスに統合されていることも必要です。エンゲージ メントは、コーポレート・アクセスや従来の企業との対話 とは異なり、影響を与えることで企業のESG課題に対する 取り組みや持続可能性に関連する主要なテーマにおける インパクトを改善することを目的とします。より具体的に、 エンゲージメントを実行するということは、明確な時間軸 で現実の成果に焦点を当てた特定のアジェンダと目標を 持つことを意味します。

エンゲージメント活動は、ESGリサーチ・エンゲージメント・ 議決権行使チームが主導しており、ESGアナリストやコーポ レート・ガバナンス・アナリストが主要な役割を果たします。 また、財務アナリストやポートフォリオマネジャーが関与 することもあります。いずれの場合も、ESGリサーチ・エン ゲージメント・議決権行使チームが、これらのエンゲージ メントの一貫性を担保し、進捗状況の把握とクオリティ管理 に確実を期しています。

エンゲージメント・ポリシーで目指すのは、つぎの点です。

- ベストプラクティスの普及に貢献し、投資先がガバナ ンス、事業運営、ビジネスモデルに持続可能性をより 深く組み込むことを推進する
- 社会と経済の持続可能性にとって重要な具体的課題で 自らが与える影響について、投資先にマネジメントの 在り方を改善する動機づけを行う
- 投資先がより持続可能で包括的な低炭素ビジネスモ デルへ移行することを支援する
- 移行に必要な分野において投資先の設備・研究開発 投資水準の引き上げを要求する

また、アムンディの議決権行使方針は、企業の少数株主で あることを最大限に活用するためのものであり、つぎの 点を強調しています。

- 多様性に富む取締役会が、説明責任を果たし十分に 機能すること
- 執行を監督する取締役会等で環境および社会的課題が きちんと把握されていること
- 執行と監督で持続可能で包括的な低炭素経済への 移行に向けた取り組みに必要な体制と強い意志を確認 すること

発行体との エンゲージメントにおける 主要な6つの領域

- 低炭素経済への移行
- 自然資本の保全(生態系の保全と生物多様性の喪失と の闘い)
- 直接・間接雇用の従業員の権利や人権推進を通じた 社会的連帯
- 顧客や製品、社会に対する責任
- 持続可能な成長に資する実効性あるガバナンスに向け た取り組み
- 効果的な議決権行使判断と健全なコーポレート・ガバ ナンスのための対話

アムンディは保有形態に関わらず投資先や投資先候補で ある発行体レベルでエンゲージメントを実施します。対象と なる発行体の選択は、主に「エンゲージメント・トリガー」と 呼ばれる特定のテーマにおいて発行体が抱えるリスク 水準に基づいて行われます。また、アムンディはベスト・ プラクティスを広め、透明性を向上させるためにグリーン ボンド、ソーシャルボンド、サステナブルボンド、ファンド、 資産担保証券(ABS)など証券レベルにおいてもエンゲージ メントを行っています。

エンゲージメントは広範な地域にまたがり行われますが、 それぞれ現地の実情を考慮し、グローバルで同じレベルの 高い目標を掲げながらも、質問項目や中間的なマイル ストーンをその地域に適応させています。こうして、アムン ディのエンゲージメント活動がインパクトのあるものとなり、 金融界のグローバルな取り組みに貢献することを望んで います。

企業のエンゲージメントの時間軸はアジェンダによって 異なりますが、平均的なエンゲージメント期間は約3年です。 アムンディでは、多様なマイルストーンとエンゲージメントの 進展状況が定義されており、リサーチ・プラットフォームを 通じて社内で共有されています。進捗状況については、 少なくとも年1回の割合で正式な評価が行われています。

アムンディは単独あるいは他の投資家と共同でエンゲージ メントを行っています。他の投資家と協働することで、エン ゲージメントの規模や範囲が広がり、より大きなインパクト も期待できます。

私たちは投資先との協力的かつ現実的でありながらも高い 目的を持った対話を通じて、発行体だけでなくすべての ステークホルダーに利益をもたらし、長期的に持続可能な リターンを生み出すためのさまざまな行動を促したいと 考えています。そして、対話こそが持続可能で包括的な 低炭素経済と持続可能なリターンに向けた健全で力強い 発展の礎であると私たちは考えています。

01 エンゲージメントの 進捗状況の測定と モニタリング

アムンディでは、発行体ごとに具体的なエンゲージメント 目標とその後の改善を追跡する独自のエンゲージメント 報告ツールが整備されています。このツールには、特定の エンゲージメント・テーマに関して、改善状況を見るための KPIに照らし発行体に行ったフィードバックが記録されて おり、これらの目標に対する発行体のパフォーマンスの 経過がわかります。また、透明性と進捗管理の観点から、

進行中のすべてのエンゲージメントが、すべての運用者で 共有され、ファンドマネジャーや財務アナリストであれば 誰でも書き込みが可能な基幹システム上に記録されます。

具体的なエンゲージメント目標に向けた発行体の進捗 状況は、マイルストーンで評価されます。アムンディの第一 の目標は、ポジティブなインパクトをもたらすことであり、 どのようにエンゲージメントを行うかは、常にその有効性に よって決定されます。大きな組織で果敢に変化を引き起こ していくことは、ストレスも多く困難なことで、発行体に とっては不可能とさえ思われるかもしれません。だからこそ、 長期的な視野に立ち、その企業が事業を展開する状況や 環境を考慮したうえでさまざまな中間目標を考慮し、長期 日標を念頭に置きながら、取り組み易く測定可能な短・ 中期的な改善を求めていくことが、エンゲージメントを 効果的に行うために不可欠な要素なのです。

投資家として私たちは、持続可能で包括的な低炭素経済 への移行をタイムリーに推進するための要求を重ねる一方 で現実的でなければなりません。気候変動、生物多様性、 人権などの主要な持続可能性に関わる課題をきちんと 測定し対処することには限界があるのが現状です。アムン ディは、サステナビリティを「動く基準」と捉えており、その 動きを取り込みながらエンゲージメント戦略を時間とともに 進化させています。

02 エンゲージメントの エスカレーション

エンゲージメントが失敗した場合や発行体の改善計画が 不十分と思われる場合、除外の可能性を含めてエスカレー ションを実施します40。特に順番はありませんが、エスカ レーションには、ひとつ又は複数のESG評価基準における ネガティブ・オーバーライド、年次株主総会での質問、経営 陣への反対票、公式声明文発表、ESGレーティングへの 上限設定、そして、問題が重大な場合には、最終的に除外が 含まれます。

議決権行使によるエスカレーション:気候変動や生物多様 性を含む自然資本の保全、社会をはじめとする持続可能性 にかかわる問題やリスク、深刻なコントラバシー(争点となる 事案)、国連グローバル・コンパクトの原則違反41などの 重大な課題を抱える発行体の株式を保有している場合、 あるいは、サステナビリティに関わるエンゲージメントで 回答が得られない場合、取締役会や経営陣による監督・ 執行に対して、あるいは、会長ないし一部取締役の再任に 対して反対票を投じる場合があります。

ESGスコアを用いるエスカレーション: 議決権行使による エスカレーションに加え、エンゲージメントが失敗すると、

その企業への組み入れに直接的な影響が発生する可能性 もあります。ESGアナリストはESGスコアを構成する評価 基準のなかで関連する項目で格下げすることができ、その 問題が重大な場合には、総合ESGスコアが引き下がる 可能性があります。アムンディは、アクティブ運用のオープン エンド型ファンドの投資プロセスにESG評価基準を組み 込むことを表明しており、投資目標に加えて、ポートフォリオ の平均ESGスコアをそれぞれの投資ユニバースの平均 ESGスコアより高く維持することを目標としています。その ため、ESGスコアを引き下げるオーバーライドが行われる と、その発行体に投資できる余地が減ることになります。

報告•開示

01 責任投資運用資産残高

責任投資運用資産(RI AUM)とは、責任ある投資のため の基準を投資プロセスに組み込んだ運用商品を指します。 これらの基準は、環境、社会、ガバナンスの具体的課題や 倫理、持続可能性に関する特定のテーマ42に関するもので、 これらの組み合わせである場合もあります。プロダクトの 投資テーマに応じて、ESG特性は、ベスト・イン・クラス (発行体と同業他社と間の相対的ESG評価/スコアリングを 用いる)アプローチを用いるか、ESG課題のKPIを絶対的な 条件43として評価が行われます。責任投資の特性を組み 入れるには、①投資可能なユニバースから発行体や経済 活動を除外する、②リスク・リターンをより良く管理するため に投資分析や判断にESG基準を取り入れる、③すぐれた ESG評価の発行体をスクリーニングする、などの手法44が あります。

こうした運用プロダクトでは、投資プロセスにおける主要な 特徴として、あるいは、他の特性との比較において、責任 投資としての属性が明示されます。

最終的に責任投資のユニバースとは、投資家の幅広い選好 に対応するためのさまざまな運用ソリューションの集合で あり、その中には後段で述べるラベル取得(認証)を受ける ことが可能なものも含まれています。

上述の手法を用いる運用で責任投資運用資産残高に計上 されるのは、つぎにあげる要件を満たす場合です。

●主たる目的として、あるいは、財務的目的との組み合わせ で責任投資の目的が設定されている

または

●投資判断や投資先選定プロセスに責任ある投資として のESG特性が組み込まれている

または

●責任ある投資としてのESG特性を反映させるために 投資ユニバースから不適格な発行体が除外されている 運用であること。

なお、「グローバル責任投資方針」のもとで運用されるプロ ダクトにおいて、投資除外やエンゲージメント、議決権行使 の各ポリシーとして取り上げられる責任ある投資としての ESG特性に関しては、アムンディ・グループとしての本方針 の範囲に限定されるものではありません。

02 ESGプロダクト・ポリシー

A: ESGメインストリーム・ プロダクト

ESGメインストリームとしての投資プロセスは、アクティブ 運用を行うオープンエンド・ファンド45でデフォルトとして 取り入れられています。各ファンドでは投資ユニバースを 代表するベンチマーク=ESGベンチマークが設定され、 適用することが可能な場合にはファンドのESGスコアの 加重平均がESGベンチマークよりも優れていることが必要 です。ファンド単体またはグループとして数多くの種類の プロダクトで、投資対象の絞り込み、非財務指標やレー ティングの引き上げ、ESGテーマによる投資先選定など より深い形でESGインテグレーションが実施されています。

対象外のプロダクト

「アクティブ運用」の要素が限定的なバイ&ウォッチ、証券化 商品、不動産およびオルタナティブなどのファンドやアムン ディのプラットフォームで運用されていない、あるいは外部

⁴² 例えば、国連が策定したSDGs「持続可能な開発目標」(https://sdgs.un.org/goals)に関連するものです。

⁴³ ベスト・イン・クラス・アプローチまたはアブソリュート・アプローチとして知られています。

⁴⁴ ネガティブ・スクリーニング、インクルージョン、ポジティブ・スクリーニングと呼ばれます。

⁴⁵ アムンディ・グループの範囲外または一部範囲外の関連会社および関連事業体については、1ページの「目的と範囲」をご参照ください。

に運用が委託されているファンド、そして、ファンド・ホス ティングで設定されたプロダクトは対象外です。

また、インデックスへの集中度が高いファンドやESGレー ティング対象のカバレッジが限られている場合も対象外 です。個々のファンドの責任投資に関する特性の詳細に ついては、募集書面をご覧ください。

B: インパクト・プロダクト

投資によって期待されるポジティブな社会的・環境的外部 性をインパクトと呼びます。そして、インパクト投資は、財務的 リターンと同時に、測定可能な社会的・環境的インパクト を生み出すことを目指して行われる投資です。インパクト は、投資する側、あるいは、場合によっては、投資される側の 意図に基づき事前に定義された具体的な目標に照らして 測定されます。

インパクト・プロダクトとしての認定を行うためにアムン ディはインパクト投資の3つの重要な側面である「意図性」、 「測定可能性」、および「追加性」からファンドを評価する スコアカードを社内に設けています。インパクト・プロダクト に分類されるためには、この3つの側面すべてで最低スコア を獲得し、かつ「意図性」において最低要件を満たす必要が あります。

アムンディは、インパクト投資の運用原則(OPIM、「インパ クト原則」)46に署名しており、OPIMディスクロージャー・ ステートメント⁴⁷において、対象とするすべてのファンドの インパクト管理プロセスがこの原則を順守していることを 報告しています。

C: ネットゼロ・アンビション・ プロダクトと気候投資 ソリューション

アムンディが2015年パリ協定に適合すると認めるのは、 地球温暖化を抑制し産業革命以前との比較で1.5℃という 気温上昇の上限目標に対してオーバーシュートがない、 あったとしてもその程度が少ない(つまり、気温上昇を 1.5℃未満に戻すために必要とされる大気中の炭素の回収 が限定的な)シナリオだけです。

アムンディは、ネットゼロ達成を目標に据えるプロダクトの 開発を決定しています。2050年までのカーボンニュートラル に沿った形でこれらの運用を管理するため、以下のような 最低基準を設けています:

- 適切な基準年における代表的な投資ユニバースの値 との比較によるカーボン・フットプリント削減の中間目標
- 気候変動への影響が大きいセクターに対し移行への インセンティブを与えるための最低組入比率

地球規模でのカーボンニュートラル目標に積極的に関与 するというコミットメントに沿い、アムンディは「ESGアンビ ション2025計画] の中で、「ネットゼロ・トランジション」 プロダクト開発を強化することを発表しました。「気候変動 ソリューション | では、GHG排出削減計画をパリ協定が 掲げる目標に整合させるほか、気候緩和や気候適応の 目標に積極的に貢献することをねらいとしています。後者の 場合、以下の基準を満たす必要があります:

- 貢献の意図があること=フランスGreenfinラベル48、 SFDR第9条49に概説される持続可能な投資目的、ある いは社内のインパクト・プロダクト・ガイドライン50に

⁴⁶ https://www.impactprinciples.org/

⁴⁷ https://about.amundi.com/esg-documentation

^{48 2014}年6月に開催された「エネルギー転換に関する銀行・金融会議」での議論の結果、エネルギー転換と生態系保全に貢献する投資ファンドを特定 するためのラベルが作成されました。このようなラベルの制定は2015年8月の「グリーン成長のためのエネルギー転換法」第2条が求める公共政策の 一つです。このラベルは、エネルギーとエコロジーの転換と気候変動との闘いに向けた資金を向かわせるため既存ファンドの紹介やファンドの創設で 「グリーン」ファンドを促進したいという思いから創設されました。認証により、こうしたファンドが有する環境的特性の質と透明性、また、ファンドのエネル ギー転換や生態系保全、気候変動との闘いへの寄与が特に投資家や個人の貯蓄家に対して保証されることになります。公的認証であるGreenfin ラベルは、高い目標を掲げるものでなければなりません。また、このラベルはフランスの法的基準に依拠していますが、EU加盟国や非加盟国のファンド にも適用可能です。Greenfinラベルのガイドラインを参照ください。(https://www.ecologie.gouv.fr/sites/default/files/Label_TEEC_Criteria%20 Guidelines.pdf)

⁴⁹ 持続可能な金融情報開示規制

⁵⁰ 上記参照。

従ったインパクト分類等に示される気候変動への適合や 緩和という目的につながるソリューション開発に携わる プロジェクトや企業への投資

- 気候変動に主眼を置くこと=社内ガイドラインに従い、 「グリーン・オルタナティブ・アセット」、「グリーンボンド」、 「グリーン・エクイティ」のいずれかに分類されます。

03 ファンド認証制度と 透明性ある開示

ファンド認証制度(ラベル)

アムンディは、個人投資家や販売会社、そのほか特定投 資家、一般投資家を対象に各地域で適合したプロダクトを 提供しています。責任ある投資ソリューションには、各国で ラベルを取得=認証を得た一連のプロダクトがあります。 以下はその例です。

- SRI、Greenfin、FAIR [旧Financol] (フランス)
- FNG(ドイツ)
- Towards Sustainability [旧Febelfin] (ベルギー)
- LuxFlag(ルクセンブルグ)
- **-** Ecolabel(オーストリア)

ファンドレベルでの情報の透明性

アムンディでは、責任投資を行うオープンエンド・ファンドの ESGレポートを毎月発行しています。これらのレポートには、 ポートフォリオのESG評価とベンチマーク・インデックス ないし投資ユニバースのESG評価との比較や、ポートフォ リオで保有する発行体のESGパフォーマンスに関するコメ ントが含まれています。

アムンディは、透明性に関する一連のルールにも準拠して います。これらは、AFG、FIR、EUROSIF51によって策定・ 承認されたもので、資産運用会社が顧客に対して、責任 投資ポートフォリオの運用に関して正確で分かり易い情報 を提供することを求めています。

また、気候変動や社会的連帯をテーマとするファンドに ついては、正確なインパクト・モニタリングを行うために 専用のレポートを発行しています。

透明性ある情報提供を強化するため、アムンディは機関 投資家の顧客に定期的に包括的なコメントを掲載した レポートを送付しています。

資産運用会社レベルでの 透明性ある情報開示

アムンディでは、企業としての責任投資活動に関し年次で 報告しています。

- スチュワードシップ・レポート
- 議決権行使記録へのオンライン・アクセスと合わせた 議決権行使報告書
- エンゲージメント・レポート
- 気候変動・サステナビリティ報告書

同時に、アムンディでは、従業員、パートナーである販売 ネットワークのファイナンシャル・アドバイザー、また、要望 に応じ顧客に対しても責任投資に関する研修を実施して います。

04 EU規制情報

持続可能性に関連する開示に関する規則(EU)2019/2088 (SFDR)および持続可能な投資を促進するための枠組みの 構築に関する規則(EU)2020/852(タクソノミー規則)への 対応状況については、アムンディのウェブサイト(https:// about.amundi.com/esg-documentation) に掲載 されるSustainable Finance Disclosure Statementを ご参照ください。

プロダクト・レベルのサステナビリティ関連開示については、 アムンディの関連ウェブサイトまたは目論見書をご参照 ください。

資産運用業界の 発展に向けて

01 市場団体への 積極的な参加

アムンディは責任投資、持続可能な成長、コーポレート・ ガバナンスの発展を目指す市場関係者で組織する団体が 主導するワーキンググループに積極的に参加しています。 アムンディは、フランス資産運用協会(AFG)、欧州資産 運用協会(EFAMA)、企業の社会的責任に関する研究会 (ORSE)、スランス責任投資フォーラム(Forum pour l'Investissement Responsible - FIR)、各国のサステ ナブル投資フォーラム(スペインSpainsif、スウェーデン Swesif、カナダCSIF、日本JSIF、オーストラリアASFI)、 フランス企業環境協会(EPE)、ソーシャルインパクト投資の 団体であるFAIR⁵²のメンバーでもあります。

2021年7月にアムンディはネットゼロ・アセットマネジャー ズ・イニシアティブNZAMに参加し、2050年またはそれ よりも早い時期にネットゼロ・エミッションを達成するという 目標を支持することを表明しました。



52 Financer Accompagner Impacter Rassembler (ex FINANSOL) FAIRはフランスのソーシャル・インパクト・ファイナンスのさまざまなステーク ホルダーを統合する団体です。

アムンディは以下に示す組織の目的や原則を支持し、その活動に参画しています。

責任投資	 PRI - Principles For Responsible Investment UN Global Compact IFD - Institut de la Finance Durable GIIN Operating Principles for Impact Management GISD - Global Investors for Sustainable Development Alliance High-Level Expert Group on Scaling up Sustainable Finance in Low and Middle-income countries WBA - World Benchmarking Alliance EUROSIF - European Sustainable Investment Forum GIIN - Global Impact Investing Network CASI - Capacity-building Alliance of Sustainable Investment
環境	 NZAM - Net Zero Asset Managers IIGCC - Institutional Investors Group on Climate Change AIGCC - Asia Investor Group on Climate Change CDP - Disclosure Insight Action ICMA - Green Bonds Principles CBI - Climate Bonds Initiative Climate Action 100+ TCFD - Task Force on Climate-related Financial Disclosures The Japan TCFD Consortium OPSWF - One Planet Sovereign Wealth Fund FAIRR - Farm Animal Investment Risk and Return Finance for Biodiversity Pledge Nature Action 100
社会	 Access to Medicine Index Access to Nutrition Index ICMA - Social Bonds Principles WDI - Workforce Disclosure Initiative FAIR - Financer Accompagner Impacter Rassembler (ex Finansol) PLWF - The Platform Living Wage Financials Investors for a Just Transition Investor Action on Antimicrobial Resistance The 30% Club France Investor Group The 30% Club Japan Investor Group The 30% Club Germany Investor Group Tobacco-Free Finance Pledge
ガバナンス	ICGN - International Corporate Governance networkCII - Council of Institutional Investors

02 学界との連携

アムンディは学術研究を積極的に支援しており、気候変動 ファイナンスに関する大学の講座と複数のパートナー シップを結んでいます。2023年初頭、アムンディは、 EDHEC-Risk Climate Impact Instituteの「投資ポート フォリオにおける気候リスクの測定と管理(Measuring and Managing Climate Risks in Investment

Portfolios) | 研究講座、Linux FoundationのOS-Climate、地球変動の科学と政策に関するMITジョイント プログラム(MIT Joint Program on the Science and Policy of Global Change)の3つの研究イニシアティブ を後援し、気候変動の緩和と適応に関する主要な研究 活動への支援を強化しました。

補足情報

除外方針の適用範囲53

表1:資産クラス別適用範囲54

アセットクラス		対人地雷 クラスター 爆弾	化学兵器、 生物兵器、 劣化ウラン 兵器	国連グローバル・コンパクト原則	核兵器	タバコ	石炭	非在来型 化石燃料
アクティブ ファンド	オープンエンド・ ファンド	適用						
		適用 適用外						
パッシブ ファンド	非ESG ETF/ インデックス ファンド	非ESGパッシブファンドについて:パッシブ運用における受託者の義務は、可能な限りインデックスに近い形でポートフォリオを複製することです。ポートフォリオマネジャーは運用裁量が限られるなかで、ポートフォリオのエクスポージャーを指定されたベンチマークに完全に一致させるという契約上の目的を達成しなければなりません。標準的な(非ESG)ベンチマークを複製するインデックスファンド/ETFでは、ポリシーに従う除外は適用されません。						
	ESG				適用			
	ETF/ インデックス ファンド	ESGシンセティックETFの場合、代替バスケットに含まれる証券はアムンディの除外方針に完全に準拠しています。ただし、トラックする対象となる指数の設計・算出方法は、各指数プロバイダーが独自のESGデータセットに基づき行うことから、アムンディにおけるグローバルなESG評価との間で齟齬が生じる可能性があります。						
フォーミュラ・ファンド	2021年10月 以降設定の 新ファンド	適用						
	旧ファンド	適用ファンドの設立日時点で有効な除外方針を適用						
バイ&ウォッチ・ ファンド		適用ファンドの設立日時点で有効な除外方針を適用						
マルチ・マネジメント	ファンド・オブ・ ファンズ (ラッパー) 外部ファンド	「責任ある外部マネジャー選定」参照						
ファンド・ ホスティング (外部マネジャー 向けに行う	アムンディが フルサービス するファンド	適用						
ファンド設定・管理サービス)	その他の ファンド	適用外						
サブ・アドバイザリー	「ファンド・ チャンネル」を 通じ提供される ファンド	適用						

⁵³ 一部適用、あるいは適用対象外となるアムンディ・グループの関係・関連会社については、1ページの「目的と適用範囲」をご参照ください。対象と なるグループ会社については、「ESG商品方針」の項をご参照ください。個々のファンドの責任投資に関する特性の詳細については、募集書面をご覧くだ

⁵⁴ 新規のマンデートまたは専用ファンドの場合、アムンディの除外方針および実施最低基準は、顧客からの別段の要請がない限り、契約前書面に従って 実施されます。

表2:取引対象別適用範囲55

取引対象	対人地雷・ クラスター爆弾 (オタワ条約、 オスロ条約)	化学兵器、 生物兵器、 劣化ウラン兵器	国連グローバル・コンパクト原則	核兵器	タバコ	石炭	非在来型 化石燃料	
株式		適用						
直接保有 有価証券		適用						
個別銘柄の デリバティブ		適用						
インデックス デリバティブ	適用外							
	適用							
担保有価証券	有価証券貸借取引や店頭取引で受け入れした有価証券、および相手方の現金と引き換えに行うレポ取引も含まれます。アムンディのESG評価がGである発行体の証券が差し入れられた場合、当該証券は取引相手に返却されます。							
転換社債	適用							
現金商品	適用							

⁵⁵ 一部適用、あるいは適用対象外となるアムンディ・グループの関係・関連会社については、1ページの「目的と適用範囲」をご参照ください。個々の ファンドの責任投資に関する特性の詳細については、募集書面をご覧ください。

表3:テーマ別除外ポリシー適用範囲56

1/2

カテゴリー	サブカテゴリー	除外範囲	実施最低基準	
	対人地雷・クラスター爆弾 ⁵⁷	製造、販売、保管、サービスに携わる 発行体	売上1ユーロ以上	
兵器(除<核兵器)	化学·生物兵器 ⁵⁸	製造、販売、貯蔵に関わる発行体	売上1ユーロ以上	
	劣化ウラン兵器 ⁵⁹	劣化ウラン兵器の製造、販売、保管 に関与する発行体	売上1ユーロ以上	
		核兵器不拡散条約非加盟国、ない しは、核兵器不拡散条約加盟国で あってNATO非加盟国において 核兵器の製造、販売、保管に関与 する発行体	売上1ユーロ以上	
核兵器	核兵器の中核部品または専用部品の製造に携わる企業であって、以下の3つの基準のうち少なくとも1つに該当する場合	核弾頭や核ミサイルの製造、核兵器 専用に開発した部品、あるいはその ために大幅に改変した部品製造に 関与する発行体	売上1ユーロ以上	
		資本関係や民生軍事双方に利用可能な部品、運搬プラットフォームによる収入を除き、核兵器製造または販売から大きな売上を得ている企業	総収入の5%以上	
国連グローバ	バル・コンパクト原則	グローバル・コンパクトの10原則のいずれかの項目で重大な違反を繰り返し、信頼に足る是正措置がとられていない発行体		

⁵⁶ アムンディ・グループの範囲外又は一部範囲外の関連会社及び関連事業体については、1ページの「目的と範囲」をご参照ください。ESGの統合に 関する完全な情報については、ファンドの募集資料をご覧ください。

⁵⁷ オタワ条約(1997年12月3日)、オスロ条約(2008年12月3日)、それぞれ164カ国、103カ国が批准(含むEU加盟国、除く米国、2018年7月時点) 58 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約(1993年1月13日)及び細菌(生物)兵器及び毒素兵器の開発、生産及び 貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約(1972年3月26日)

⁵⁹ 国際条約による禁止や制限の対象ではありませんが、劣化ウランはしばしば争点となる兵器です。

表3:テーマ別除外ポリシー適用範囲

2/2

	開発業者	建設中の認可済み石炭プロジェクト に関与する鉱業、公益事業、輸送 インフラ企業	(アクティブ運用の投資対象外)	
		一般炭採掘の売上比率が高い企業	売上の20%以上	
石炭60	採鉱	削減の意思なく、一定量以上の一般 炭採掘を行う企業	70MT(メガトン)以上	
	石炭から適切なペースで石炭から の段階的な撤退を適切なペースで 進めることが難しいと判断される 場合	売上の一定割合以上を一般炭採掘 と石炭火力発電から得ている企業	総売上の50%以上	
		移行計画が不十分であり、売上の 一定割合を一般炭採掘と石炭火力 発電から得ている企業	総売上の20%~50%	
非在来型化石燃料	非在来型石油・ガス(シェールオイル・ 生産に関与する企業	売上の30%以上		
タバコ	紙巻タバコメーカーを含む最終製品と	売上の5%以上		
違反対象国	欧州連合(EU)の制裁リストに掲載さ 水準の制裁指数を持つ国(米国とEU	ESGレーティング委員会による 正式な審査と承認		

⁶⁰ 除外基準に該当しながらもアムンディの投資先であるすべての「石炭」企業は、撤退計画を策定することを表明しています。OECD構成国で2030年、 それ以外は2040年までの撤退という時間軸を守れないことが判明した場合には、エスカレーションを実施します。

ESGインテグレーションにおける長年の実績

2010年 経営戦略の柱の一つとして社会的責任にコミッ トすることを決定し、運用方針に財務基準のみならず持続 可能な成長基準と社会的責任基準を組み入れ

2011年 組織効率化とSRI分野の発展促進のため、機関 投資家運用部門に子会社IDEAMを統合

2013年 SRIのアプローチにつき仏規格協会AFNORの 認証を資産運用会社として初めて取得。この認証は、広く 知られる独立機関が、顧客資産の運用に対する真摯な 取組姿勢を意思決定過程、専門性、データの追跡可能性、 情報量、対応力等について証明し、またオペレーションが 社内の管理プロセスのもとで執行されている点を確認 するもの

2014年 投資先企業に改善を促す一環として最初の エンゲージメント・レポートを発刊

2015年 WeConvene ExtelとUKSIF(英国サステナ ブル投資金融協会)のSRI・サステナビリティ調査において、 SRI/ESGの資産運用会社部門で第1位獲得

エネルギー/環境移行へのファイナンスを積極化。主な グリーンボンド・イニシアチブへの参加とパリ・グリーン ボンド・ステートメントへの署名、グリーンボンドに特化 したファンドの立ち上げ

2016年 仏経済財務省が創設したSRIラベルの認定を 4ファンドで資産運用会社として初めて取得。同制度、投資 家のなかでも特にSRIに高い関心を示しつつある個人に 対して、SRIファンドが高い透明性の提供を目的とする

Extel/UKSIFのSRI・サステナビリティ調査において、SRI/ ESGの資産運用会社部門で再び第1位獲得

2017年 途上国のグリーンボンド市場の発展を促すため、 国際金融公社(IFC)と共同で新興国市場を対象とする 世界最大のグリーンボンド・ファンド(20億ドル)を立ち上げ 2018年 責任投資へのコミットメントを強化すべく、10月 に3か年行動計画を発表=すべてのオープンエンド型アク ティブファンドにおけるESG方針採用、議決権行使方針 へのESG反映、アドバイザリー・サービスの拡大と特定の 環境・社会・社会的連帯に向けたイニシアチブ強化等の 目標を設定

12月、アムンディ(60%)とEDF(40%)のジョイントベン チャーであるAmundi Energy Transition(AET)は、 Dalkia(EDFグループ)とエネルギー移行プロジェクトへの ファイナンスに向けて提携契約を締結

子会社CPRアセットマネジメントでの運用や責任投資に 特化した多様なETFを通じて、革新的プロダクトを立ち 上げ、責任投資ソリューションを拡充

2019年 あらたな投資手法の開発を通じ責任投資方針 を積極的に実践。アジアインフラ投資銀行(AIIB)と提携し 新興国のインフラストラクチャーにファイナンスをする気候 ボンド・ファンドの立ち上げ、欧州のグリーンデット市場に おいて、特に中小企業へのファイナンスを促すことを目指す 欧州投資銀行(EIB)との間でグリーン・クレジット・コン ティナム・プログラムの立ち上げ

そのほかの取り組みとして、ソブリン・ウェルス・ファンドが 気候変動をポートフォリオ・マネジメントに組み入れることを 支援するためのワン・プラネット・ソブリンウェルスファンド・ アセットマネジャー・イニシアチブへの参加、環境問題に ついて発行体による情報開示の向上を目標とする日本の TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)コンソー シアム・イニシアチブ(経済産業省・金融庁・環境省の 支援を受けて設立)への参加

2020年 新興市場におけるグリーンボンドにつづき、 ソーシャルボンドの発展支援を打ち出し、12月初のソー シャルボンド戦略を立ち上げ。Euro iSTOXX Ambition Climate PABインデックスを複製するObjectif Climat Actions戦略の立ち上げを発表。これと並行し、ETF部門 は責任投資ETFの品揃えを拡充し、株式と債券のESGと 気候変動に関連するETFを包括的に提案し、各地域の主要 投資家を対象にさまざまなレベルで持続可能性の統合を 提案

2021年 ネットゼロ・アセットマネジャー・イニシアチブ に参加、2050年またはそれ以前にカーボンニュートラルを 達成することを表明、アムンディの変革を加速させる10の 主要施策をまとめた「Ambition 2025」計画を発表

2022年 ネットゼロ・アセット・マネジャー・イニシアティブ における中間目標を発表

免責事項

この文書は、米国市民もしくは米国居住者、または1933年米国証券法に基づくSECレギュレーションSに定義される「米国人」を対象とするものではありません。

本資料は、情報提供のみを目的としたものであり、商品の購入や投資アドバイス、販売の勧誘を目的としたものではありません。また、本資料は、いかなる種類の契約や約束事をも意味するものではありません。

本資料に含まれる情報は、特定の投資家の投資目的、財務状況または特定の必要性を考慮することなく伝達されます。

提供された情報は、正確性、網羅性、関連性を保証するものではなく、アムンディが信頼できると考える情報源に基づいて 作成されましたが、予告なく変更される場合があります。情報は、特定の時点で確立されたデータに基づいており、必然的に 不完全なものとなり、変更される可能性があります。

本書で説明のために使用されているすべての商標および口ゴは、それぞれの所有者の財産です。

アムンディは、本資料に掲載された情報の利用により発生した直接的または間接的ないかなる責任も負わないものとします。アムンディは、この情報に基づいて行われたいかなる決定または投資についても、一切の責任を負いません。

投資にはリスクが伴います。過去の実績およびそれに基づくシミュレーションは、将来の結果を保証するものではなく、 また、将来のパフォーマンスを示す信頼できる指標でもありません。本資料に含まれる情報は、アムンディの書面による 事前の承認なしに、アムンディまたはその商品の登録が必要となる国や管轄区域、あるいは違法とみなされる可能性の ある国や管轄区域の第三者や団体にコピー、複製、修正、翻訳、配布することはできません。

※本冊子は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

この資料に記載されている情報は、2023年11月現在のものです。

アムンディ・ジャパン株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第350号

加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、

日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

[3456372]